

定額減税しきれない方を対象にした **調整給付金** について

- 01 調整給付金とは
- 02 用語の解説（減税可能額・減税対象人数）
- 03 調整給付金の対象になる方・ならない方
- 04 調整給付金の額
- 05 減税しきれない額の確認方法（住民税）
- 06 減税しきれない額の目安（所得税）
- 07 今後の予定
- 08 お知らせ

01 | 調整給付金とは

定額減税の対象となる納税義務者のうち、

令和6年分所得税 ※ や

令和6年度分住民税（所得割） の税額が

定額減税可能な額を下回る（減税しきれない）

方に対し給付される給付金

※ 令和6年分所得税 = 令和5年分所得税額による推計所得税額

02 | 用語の解説（減税可能額・減税対象人数）

減税対象人数とは

令和6年分 所得税

（令和5年分所得税額による推計所得税額）

- ✓ 納税者本人
- ✓ 控除対象配偶者
- ✓ 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）

令和6年度分 住民税(所得割)

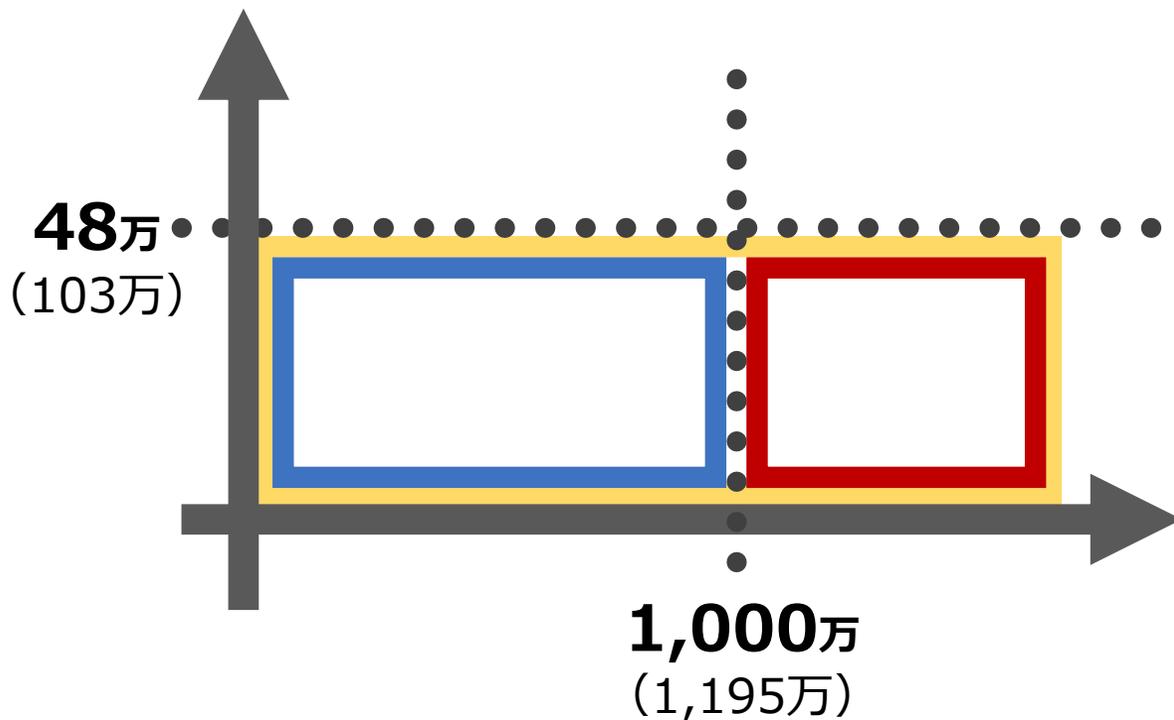
- ✓ 納税者本人
- ✓ 控除対象配偶者
控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は定額減税は、令和7年度分住民税（所得割）にて実施される。
- ✓ 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）

国外に居住する同一生計配偶者、扶養親族は除く

02 | 用語の解説 (減税可能額・減税対象人数)

(給与しか収入がない場合の年収)

配偶者の合計所得金額



納税者本人の合計所得金額
(給与しか収入がない場合の年収)

... 控除対象配偶者

納税者本人の合計所得額 : 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額 : 48万円以下

... 同一生計配偶者

配偶者の合計所得金額 : 48万円以下

... 控除対象配偶者以外の
同一生計配偶者 ※

納税者本人の合計所得額 : 1,000万円超
配偶者の合計所得金額 : 48万円以下

※ 令和7年度分の住民税(所得割)にて
定額減税が実施されるため、減税対象
人数に含まない

02 | 用語の解説（減税可能額・減税対象人数）

定額減税可能額とは

令和6年分
所得税分



3万円 × 減税対象人数

令和6年度分
住民税(所得割)分



1万円 × 減税対象人数

減税対象人数 1人あたりの定額減税可能額は4万円

02 | 用語の解説 (減税可能額・減税対象人数)

定額減税可能額の例 (4人家族の場合)



令和6年分
所得税分

$$3 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 12 \text{ 万円}$$

令和6年度分
住民税(所得割)分

$$1 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 4 \text{ 万円}$$

定額減税可能額の合計

16万円

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

対象になる方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

減税しきれない額

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

減税しきれない額

(個人住民税分控除不足額)

定額減税しきれない額が発生する場合は給付の対象

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

対象になる方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

0円

減税しきれない額

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

一方の税額が0円でも、もう一方で課税されている場合は給付の対象

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

対象になる方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

0円

減税しきれない額

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

減税しきれない額

(個人住民税分控除不足額)

一方の税額が0円でも、もう一方で課税されている場合は給付の対象

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

対象にならない方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

定額減税しきれない額が発生しない場合は給付の対象外

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

対象にならない方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

0円

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

0円

いずれの税額も0円の場合は給付の対象外

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

		住民税		所得税	
		課税の状況	課税の状況	課税の状況	課税の状況
		住民税	所得稅	住民税	所得稅
		定額減税	調整給付	定額減税	調整給付
均等割非課税 又は均等割のみ課税	非課税	×	×	×	×
	課税	×	○	○	○※
均等割 及び所得割が課税	非課税	○	○※	×	○
	課税	○	○※	○	○※

※ 減税しきれない額が発生する場合は対象

03 | 調整給付金の対象になる方・ならない方

		住民税		所得税	
		課税の状況	課税の状況	課税の状況	課税の状況
		住民税	所得稅	住民税	所得稅
		定額減税	調整給付	定額減税	調整給付
均等割非課税 又は均等割のみ課税	非課税	×	×	×	×
	課税	×	○	○	○※
均等割 及び所得割が課税	非課税	○	○※	×	○
	課税	○	○※	○	○※

※ 減税しきれない額が発生する場合に対象

04 | 調整給付金の額

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

減税しきれない額 ①

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

減税しきれない額 ②

(個人住民税分控除不足額)

給付金額

= ① +

②

①と②の合計額を1万円単位
で切り上げて給付

① + ② = 32,000円の場合、切り上げて40,000円を給付

04 | 調整給付金の額

調整給付金の額の例（4人家族の場合）



令和6年分
所得税額



39,500円

令和6年分
住民税(所得割)額



60,000円

04 | 調整給付金の額

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×4人 = 120,000円)

税額

39,500円

減税しきれない額 ①

(所得税分控除不足額)

$120,000 - 39,500 = 80,500$ 円

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×4人 = 40,000円)

税額60,000円

減税しきれない額は **80,500円**

給付金額は1万円単位で切り上げた**90,000円**

05 | 減税しきれない額の確認方法（住民税）

普通徴収の税額通知書の場合

○課税明細書

①総所得金額	円	合計所得金額	円
②所得控除合計額	円	分離長期	円
課税総所得金額(①-②)	円	分離短期	円
		山林・株式・先物	円
	課税標準額	市民税	県民税
総所得	千円	円	円
分離長期	千円	円	円
分離短期	千円	円	円
山林・株式・先物	千円	円	円
税額控除前所得割		円	円
調整控除		円	円
住宅借入金等特別税額控除		円	円
寄附金税額控除額		円	円
税額控除		円	円
配当割株式譲渡所得割額控除額		円	円
所得割(減税前)		円	円
★定額減税額		円	円
所得割(減税後)		円	円
均等割		円	円
合計		円	円
			年税額(A)
			円
			給与特別徴収税額(B)
			円
			公的年金特別徴収税額(C)
			円
			普通徴収税額 (A)-(B)-(C)
			円
			所得割から控除しきれなくなった配当割額控除額・株式等譲渡所得
			個人住民税 減税控除外額
			円

★定額減税額は個人住民税減税控除済額を表しています。定額減税額・個人住民税
『令和6年度 川口市 個人住民税・県民税のしおり』をご参照ください。

個人住民税 減税控除外額 = 減税しきれない額

06 | 減税しきれない額の目安（所得税）

給与所得の源泉徴収票の場合

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 **令和5年分**

(受給者番号)
 (個人番号)
 (役職名)
 氏名 (フリガナ)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内	千円	千円	千円	円内 千円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	千円	特定	老人	その他	人	特別	その他	人
①			②	③	④	⑤			⑥



源泉徴収税額		
内	千	円
	9 9 9	9 9 9



定額減税可能額 - 源泉徴収税額 = 減税しきれない額

3万円 × (1 + ① + ② + ③ + ④ + ⑤ - ⑥)

06 | 減税しきれない額の目安（所得税）

所得税の減税しきれない額（公的年金等の源泉徴収票の場合）

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	明治 年	大正 年	昭和 年	平成 年	令和 年
所得税法第203条	源泉徴収税額	千	円					
源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他
				人	人	人	人	人

令和5年分

源 泉 徴 収 税 額	額
9 9 9 千	9 9 9 円

源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数
一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他	
①		② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人	内	人	⑥ 人

定額減税可能額 - 源泉徴収税額 = 減税しきれない額

3万円 × (1 + ① + ② + ③ + ④ + ⑤ - ⑥)

06 | 減税しきれない額の目安（所得税）

確定申告書の場合

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住		住民税		その他
					国外	年課	同一	別居	
配偶者氏名		配偶者	明・大 昭・平	●	●	●	●	●	●
被扶養者氏名			明・大 昭・平・市	●	●	□	●	16	●
被扶養者氏名			明・大 昭・平・市	●	●	□	●	16	●
被扶養者氏名			明・大 昭・平・市	●	●	□	●	16	●
被扶養者氏名			明・大 昭・平・市	●	●	□	●	16	●

令和5年分
第二表

①

この欄に記載の人数

定額減税可能額

$3 \text{万円} \times (1 + \text{①} - \text{②})$

②

この欄に該当する人数

07 | 今後の予定

8月



広報かわぐち 8月号にて申請方法等を掲載

8月中



給付対象者に支払通知書又は確認書を郵送

10月中



確認書返送期限

スケジュールやQ&Aはホームページで随時更新
(概要欄にリンクあり)

08 | お知らせ

調整給付金の対象者のうち

- ✓ **5月31日（金）**までに
- ✓ **マイナンバーカード**で
- ✓ **公金受取口座を登録を済ませた**方は

申請手続不要で給付金が受け取れます
（公金受取口座へ振り込みます）